

## 独立行政法人教員研修センターの中期計画

文部科学大臣認可

平成23年 3月31日

平成28年 2月22日(変更)

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

#### 1. 学校教育関係職員に対する研修

##### (1) 実施する研修の基本的な内容

センターは、中期目標に基づき、以下の①及び②を基本とした別紙1に掲げる各研修を実施する。

なお、各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等について、別紙1に掲げるものを基本としつつ、年度計画においては、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう明確に定める。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修等
- ② 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修

これに加え、以下の③の研修として、別紙2に掲げる各研修を実施する。

- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修
- ④ ①から③のほか、国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修について、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

##### (2) 各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1及び別紙2のとおり定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

### (3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法の中から適当なものを導入する。

なお、具体的な方法については、毎事業年度の計画において明確に定める。

- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の活用に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の活用内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教育委員会、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。

- ⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。
- ⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

#### （４）各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因分析等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、内容・方法の見直しに当たっては、教育委員会及び大学との連携を図る。

また、研修の廃止等にあたっては、以下の廃止等の基準により、廃止・隔年実施等の所要の措置を講じる。

- ① 「各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修」及び「学校現場が抱える喫緊の重要課題について、国の役割として実施すべき地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修」の廃止等の基準

##### ア 研修成果活用実績による廃止等の見直しについて

研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等において、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等で効果的に活用できている」割合が50%以下となった場合には、当該研修の廃止を含め、見直し等の措置を講ずる。

##### イ 都道府県ごとの受講者数に著しい差のある研修の見直しについて

都道府県ごとの参加者数に著しい差のある研修については、その要因等を分析し、規模、方法の適正化を図るなど、所要の措置を講じる。

- ② 「共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に実施する研修」の廃止等の基準

##### ア 「産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修」の各研修コースの廃止等の基準

###### 1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施又は統合する。

ただし、「水産」、「看護」及び「福祉」の各分野の研修については、各都道府県における学科の設置数が他の分野に比べ少ない状況にあることから、以下のとおりとする。

「水産」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、11未満の場合は隔年実施又は統合する。

「看護」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が8未満の場合は廃止、

12未満の場合は隔年実施又は統合する。

「福祉」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合は廃止、10未満の場合は隔年実施又は統合する。

## 2) 単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

イ 「産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修」の各研修の廃止等の基準

### 1) 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃止、15未満の場合は隔年実施する。

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

ウ 「喫緊の重要課題の指導者養成研修として実施してきた研修」の廃止の基準

・単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、24未満の場合は廃止する。

## 2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

- ① eラーニング研修のプログラム開発・提供
- ② ソーシャルネットワークサービス（SNS）の構築による受講者間の指導方法等の情報交換機会の提供
- ③ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供
- ④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供
- ⑤ 研修講師についての情報提供
- ⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供
- ⑦ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催
- ⑧ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣
- ⑨ センターの研修施設・設備の提供

## 3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用するとともに、教育委員会等に対し必要な情報提供を行

う。

なお、研修事業や情報提供業務等のあり方について、各都道府県教育委員会等と定期的に意見交換を行うこととし、その結果も踏まえ、センターの行う事務事業の見直しを行う。

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（土地借料除く）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。

その際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮するとともに、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、より一層の適正化を図る。

### 2. 業務運営の点検・評価の実施

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

### 3. 情報セキュリティの確保

センターが管理する情報の安全性向上のため、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

## Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

### 1. 予算（中期計画の予算）

別紙3のとおり。

### 2. 収支計画

別紙4のとおり。

### 3. 資金計画

別紙5のとおり。

## IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

## V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な資産を譲渡、処分する計画はない。

## VI 剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

## VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

### 1. 施設・設備に関する計画

別紙6のとおり。

(1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進め、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

(3) 東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年度中に他法人施設（学術総合センター（千代田区一ツ橋））へ移転する。

(4) 学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の利用を促進することにより、土地建物の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見

直しを行う。

また、つくば本部の土地については、その購入完了後において速やかに、保有し続ける必要があるかについて厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うことも含め、検討を行う。

(5) 研修・宿泊施設の管理について民間委託を進め経費を削減する。

## 2. 人事に関する計画

国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、引き続き対国家公務員指数の抑制を図り、各年度における対年齢・地域・学歴勘案の指数が100以下となるように取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。更に、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

また、限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

その他、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

## 3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、センターの業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。

## 独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

## 1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修

研 修 事 業 名				
研 修 名	受 講 対 象	研 修 内 容	研 修 成 果 の 指 標 (※1)	研 修 日 数 ・ 受 講 定 員 (※2)
① 学校経営について、各地域の中核となつて活躍する管理職の育成を目的とした管理職マネジメントの中央研修 教職員等中央研修	以下の者であつて、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者 ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下「校長・教諭等」という。） ・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者	学校経営について、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が各地域の中核となつて活躍するために必要な知識等を修得させる。 1. 学校組織マネジメント 2. リスクマネジメント 3. スクール・コンプライアンス 4. 教育指導上の課題	①、②、③	(研修日数) ・ 校長マネジメント研修 5日間 ・ 副校長・教頭等研修 17日間 ・ 中堅教員研修 25日間 (受講定員) 1, 800名



② 各地域において英語教育を推進する中核的教員の育成を目的とした海外派遣研修			
<p>英語教育海外派遣研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会 の指導主事及び教育センターの 研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の英語担当 教員</li> </ul>	<p>各地域の中核となって英語教育を推進する教員を育成するため、英語圏の大学・教育機関等において、英語教授法等に関する授業を受けることや、英語教育に関する指導方法等についての実践的な研究を行うことにより、英語教育を推進するための実践的・効果的な指導力を修得させる。</p>	<p>①、②、③ ※なお、研修受講後の研修成果の活用状況を把握し、効果の検証を厳密に行う。</p>
		<p>(研修日数) 2ヶ月 (受講定員) 30名</p>	

2. 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修

研 修 事 業 名				
研 修 名	受 講 対 象	研 修 内 容	研 修 成 果 の 指 標 (※1)	研 修 日 数 ・ 受 講 定 員 (※2)
① 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修 学校組織マネジメント指導者養成研修	<p>&lt;指導主事等対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> </ul>	<p>&lt;指導主事等対象&gt;</p> <p>校長のリーダーシップの下、教職員がそれぞれ役割を活かし、学校が組織として力を発揮することにより、学校教育の一層の充実・発展を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する研究協議</li> <li>・ 組織マネジメントの発想を活かした学校経営計画の作成に関する演習</li> <li>・ 文部科学省が作成したモデル・カリキュラムを活かした研修の企画・立案のための研究協議</li> </ul> <p>&lt;事務職員対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務職員が学校の組織運営の一翼を担うため、以下に掲げる内容を含む研修を実施</li> </ul>	①、②、④	<p>(研修日数)</p> <p>5 日間</p> <p>(受講定員)</p> <p>2 2 0 名</p>
	<p>&lt;事務職員対象&gt;</p> <p>(小・中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校及び中学校の事務長及び</li> </ul>		①、②、④	<p>(研修日数)</p> <p>5 日間</p> <p>(受講定員)</p>

	<p>それに準じる者であって、各地域の学校事務の改善充実の取り組みにおいて、中核的な役割が期待される者 (高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校及び特別支援学校の事務長及びそれに準じる者であって、各地域の学校事務の改善充実の取り組みにおいて、中核的な役割が期待される者</li> </ul>	<p>し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育改革の動向</li> <li>・学校組織マネジメント</li> <li>・学校におけるリスクマネジメント</li> </ul>		<p>小・中学校 160名 高等学校 160名</p>
<p>② 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>国語力向上指導者養成研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul>	<p>学校の教育活動全体を通じた言語活動の充実を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校段階における言語活動の充実方策に関する研究協議</li> <li>・各教科等が担う国語力の育成のための演習</li> <li>・学校全体における国語力向上を目指す力リキウム作成に関する演習</li> </ul>	<p>①、②、④</p>	<p>(研修日数) 3日間 (受講定員) 220名</p>

③ 道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	<p>道徳教育指導者養成研修</p> <p>○中央で行う研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> </ul> <p>○地区別で行う研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul>	<p>児童生徒に生命を大切にする心や規範意識をばぐむため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <p>なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となるなど、連携を図りながら計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習</li> <li>・道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する演習</li> <li>・学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の推進に関する演習</li> </ul>	①、②、④	<p>(研修日数)</p> <p>中央 5日間</p> <p>地区別 3日間</p> <p>(受講定員)</p> <p>中央 220名</p> <p>地区別 660名</p>
④ 学校教育の情報化を推進するための指導者の養成を目的とした研修	<p>学校教育の情報化指導者養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> </ul>	<p>学校の情報化を推進するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報機器の種類と特性の理解に関する演習</li> </ul>	①、②、④	<p>(研修日数)</p> <p>4日間</p> <p>(受講定員)</p> <p>110名</p>

		<p>習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に係る現状と課題に関する事例発表・協議</li> <li>・学校教育の情報化推進に関する演習</li> </ul>		
<p>⑤小学校における英語活動等国際理解活動を推進するための指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・小学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul>	<p>児童に英語活動等を通じ、異文化だけでなく、自国の文化への理解を深め、広い視野を持たせるなどのため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語活動等国際理解活動の趣旨・在り方に関する研究協議</li> <li>・各地域における英語活動等国際理解活動の推進に関する演習</li> <li>・指導方法に関する演習（授業の構成、教材作成の方法、視聴覚教材やICTの活用方策、チームティーチングの進め方）</li> <li>・A L Tや地域人材との連携に関する演習</li> </ul>	<p>①、②、④</p>	<p>(研修日数) 3日間 (受講定員) 220名 なお、本研修は平成24年度をもって廃止する。</p>
<p>⑥外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこ</li> </ul>	<p>外国人児童生徒等に対する適切な適応指導・日本語指導や学校の受入体制を整備するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施</p>	<p>①、②、④</p>	<p>(研修日数) 4日間 (受講定員)</p>

	<p>れに準じる者</p>	<p>施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導（支援）体制作りに関する演習</li> <li>・学校外の機関との連携体制作りに関する演習</li> <li>・外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議（JSLカリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法）</li> </ul>		<p>110名</p>
<p>⑦生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>生徒指導指導者養成研修</p>	<p>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</p>	<p>問題行動等への予防や解決と児童生徒の健全育成を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導体制づくりに関する研究協議・演習</li> <li>・児童虐待・犯罪被害への対応等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する研究協議・演習</li> </ul>	<p>①、②、④</p>	<p>(研修日数) 16日間 (受講定員) 110名</p>

			・規範意識をはぐくむ生徒指導の在り方、危機管理体制の在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習		
⑧人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修					
人権教育指導者養成研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者	幼児児童生徒に人権を尊重する態度を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・国内外における人権教育をめぐる動向についての研究協議 ・人権教育を推進するための効果的な指導方法等に関する演習 ・「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を踏まえた人権教育推進のための演習	①、②、④	(研修日数) 3日間 (受講定員) 110名	
⑨キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修					
キャリア教育指導者養成研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリア形成を図る意欲や態度・能力を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。	①、②、④	(研修日数) 5日間 (受講定員) 220名	

	実施する研修の講師等となる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育の取組に関する演習</li> <li>・キャリア教育の評価・改善方策に関する演習</li> <li>・学校全体でのキャリア教育推進のための体制の構築に関する演習</li> </ul>		
⑩教育相談について高度な見識と技法を身に付けるための指導者の養成を目的とした研修				
教育相談指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの教育相談担当主事並びにこれに準じる者</li> </ul>	<p>教育相談について高度な見識と技法を身に付けるため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導における教育相談の役割に関する研究協議・演習</li> <li>・教育相談と危機管理に関する研究協議・演習</li> <li>・効果的な教育相談体制に関する研究協議・演習</li> </ul>	①、②、④	<p>(研修日数) 4日間 (受講定員) 60名</p>
⑪子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修				
子どもの体力向上指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中</li> </ul>	<p>子どもの体力の向上を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p>	①、②、④	<p>(研修日数) 4日間 (受講定員) 380名</p>



	<p>等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方に関する演習</li> <li>・ 運動の意欲を高めるための学習指導の在り方に関する演習</li> <li>・ 各地域での実践事例を基にした研究協議</li> </ul>	
<p>⑫ 児童生徒の健康教育上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修</p>			
<p>健康教育指導者養成研修</p>	<p>＜健康コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等及び養護教諭であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul> <p>＜食育コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育セ</li> </ul>	<p>＜健康コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒をめぐる心身の健康問題に対応するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</li> <li>・ 深刻化する子ども心身の健康課題に関する知識を修得するための演習</li> <li>・ 医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携・協力に関する演習</li> <li>・ 学校の教育活動全体で心身の健康の保持増進に関する指導に取り組むための体制整備や保健教育を通して主体的に健康づくりができる子どもたちを育成する教育内容の演習</li> </ul> <p>＜食育コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒に対し、食に関する正しい知識を身に付けさせることや望ましい食習慣</li> </ul>	<p>①、②、④</p> <p>5日間 (受講定員) 330名</p> <p>①、②、④</p> <p>4日間 (受講定員)</p>

<p>ンターの研修担当主事並びにこれに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等、栄養教諭及び学校栄養職員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul> <p>＜学校安全コース＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul>	<p>を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体での食育を進めるための全体計画の作成</li> <li>・栄養教諭の専門性を生かした教育指導の在り方に関する演習</li> <li>・学校の教育活動全体で食育を進めるための連携・調整の在り方に関する研究協議</li> </ul> <p>＜学校安全コース＞</p> <p>児童生徒に自ら安全な行動がとれるようにするための知識等を習得できるようにするとともに学校・地域連携による学校安全体制の整備を推進するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険予測・危険回避能力の育成の学習に関する演習</li> <li>・学校安全計画や危険等発生時対処要領の作成やその活用、地域との連携なども含めた安全管理の方法・指導に関する演習</li> </ul>	<p>170名</p> <p>(研修日数) 3日間 (受講定員) 160名</p>
--	--	---

⑬外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修			
外国語指導助手研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省、外務省、文部科学省の協力の下に実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手</li> </ul>	<p>①</p> <p>受講者が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本における外国語教育の現状と課題等に関する講演等</li> <li>・チームティーチングの在り方、国際理解教育の在り方に関する指導助言の方法についての演習・研究協議</li> </ul>	<p>(研修日数)</p> <p>2日間</p> <p>(受講定員)</p> <p>1,500名</p>
⑭学校現場が抱える教育課題に関して各地域の指導的立場の者が諸外国の取組の調査研究を行い、各地域に調査研究成果を活用するための海外派遣研修			
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長・教諭等であって、各地域で実施する研修の講師等となる者</li> </ul>	<p>①、②、④</p> <p>学校現場が抱える重要な教育課題について、先進的な取り組みがなされている諸外国において、以下の活動を通して指導内容や指導方法等を学ぶことにより、各地域が実施する研修等の充実に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係機関等を訪問し、派遣先の先進的取組についての情報収集等</li> <li>・学校を訪問し、教職員との意見交換等</li> </ul> <p>なお、研修日数、受講者数、派遣テーマについては、毎事業年度、各地域のニーズを踏まえつつ、有識者の協力を得て年度計画において明確に定める。</p>	<p>(研修日数)</p> <p>2週間</p> <p>(受講定員)</p> <p>300名</p>

(※1) 研修成果の目標の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、I 1. (2)の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

(※2) 研修日数・受講定員については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

## 独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

### 3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

(内容等)

本研修は、本来、地方公共団体で実施されるべきではあるが、地方公共団体において受講者の量的確保や質の維持向上が困難なものについて、地方公共団体からの委託等により例外的に次の①から④の研修に限定し実施する。

実施にあたっては、1(4)に示した廃止等の基準により所用の措置を講じる。

なお、毎事業年度の各研修の日数、人数等については、年度計画で定める。

① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

(研修名) 産業・理科教育教員派遣研修

(派遣研修のテーマの例)

物質材料工学、エネルギー工学、エレクトロニクス、生命科学研究、海洋科学研究

(研修成果の指標) ②

② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

(研修名) 産業・情報技術等指導者養成研修

(研修分野) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、情報技術、その他

(研修成果の指標) ②

③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

(研修名) 産業教育実習助手研修

(研修分野) 農業、工業、水産

(研修成果の指標) ②

④ 喫緊の重要課題の指導者を養成するための研修等として実施してきた研修

(備考)

研修に必要な経費について、全額派遣者負担とする。ただし、④については、当面センターの負担とし、現中期目標期間中に派遣者の全額負担に移行する。

中 期 計 画 予 算  
平成23年度～平成27年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5, 3 0 4
設整備費補助金	7 6 0
自己収入	7 1 5
計	6, 7 7 9
支 出	
一般管理費	1, 2 8 3
業務経費	2, 5 4 3
人件費	2, 1 9 3
施設整備費	7 6 0
計	6, 7 7 9

## [運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) + L(y) + F(y) + \pi(y) - C(y)$$

B(y)：当該事業年度における運営費交付金

## ○一般管理費

$$I(y) = I(y-1) \times \delta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

I(y)：当該事業年度における一般管理費

I(y-1)：直前の事業年度におけるI(y)

$\delta$ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha$ ：一般管理費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### ○業務経費

$$(y) = L(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数}) \times \beta (\text{係数})$$

L(y) : 当該事業年度における業務経費

L(y-1) : 直前の事業年度におけるL(y)

$\gamma$  : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\delta$  : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\beta$  : 業務経費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### ○人件費

$$F(y) = F(y-1) \times \varepsilon (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

F(y) : 当該事業年度における人件費

F(y-1) : 直前の事業年度におけるF(y)

$\varepsilon$  : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\theta$  : 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### ○特殊要因等経費 $\pi(y)$

各事業年度に想定される退職手当及び本部用地借料並びに事故発生等不測の事由により時限的に発生する経費であって、各事業年度の予算編成過程において、具体的に決定。

### ○自己収入

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

C(y) : 当該事業年度における自己収入の見積額

C(y-1) : 直前の事業年度におけるC(y)

$\eta$  : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響額を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\zeta$  : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

### [注記]

- ・ 運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算

一般管理費効率化係数	$\alpha$	$\Delta 3\%$	(0.970)
業務経費効率化係数	$\beta$	$\Delta 2\%$	(0.980)
人件費効率化係数	$\theta$	$\pm 0\%$	(1.000)
人件費調整係数	$\varepsilon$	$\pm 0\%$	(1.000)
消費者物価指数	$\delta$	$\pm 0\%$	(1.000)
業務政策係数	$\gamma$	$\pm 0\%$	(1.000)
収入調整係数	$\eta$	$\pm 0\%$	(1.000)
自己収入政策係数	$\zeta$	$+1\%$	(1.010)

- ・ 特殊要因等経費については、平成23年度分の退職手当及び本部用地借料の予定額を計上している。

- ・ 施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定されている本部用地購入についての試算である。

(別紙4)

収 支 計 画  
平成23年度～平成27年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	6, 4 1 7
一般管理費	1, 6 8 1
業務経費	2, 5 4 3
人件費	2, 1 9 3
収益の部	6, 4 1 7
運営費交付金収益	5, 3 0 4
自己収入	7 1 5
資産見返運営費交付金戻入	3 9 8



(別紙5)

資 金 計 画  
平成23年度～平成27年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	6, 7 7 9
業務活動による支出	6, 0 1 9
投資活動による支出	7 6 0
資金収入	6, 7 7 9
業務活動による収入	6, 0 1 9
運営費交付金による収入	5, 3 0 4
自己収入	7 1 5
投資活動による収入	7 6 0
施設整備費補助金による収入	7 6 0

(別紙6)

施設・設備に関する計画  
平成23年度～平成27年度

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
本部用地購入費	760	施設整備費補助金

【注記】

なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。